

新型インフルエンザ等対策特別措置法改正の方向性

予防的措置の創設

- (1) 政府対策本部長は、まん延の防止に関する措置を講じなければ「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を実施すべき区域となることを回避することが困難である事態として政令で定める事態が発生したと認めるときは、「予防的措置」（仮称）として、措置を実施すべき期間、区域（基本的に都道府県単位を想定）等を公示する。
- (2) ・「予防的措置」の区域に係る都道府県知事は、都道府県知事が定める期間及び区域（※1）において、感染の状況について政令で定める事項を勘案して措置を行うことが必要と認められる業態に限り、施設の営業時間の変更等の措置を要請（※2）することができることとする。また、正当な理由なく要請に応じない場合には命令、命令に違反した場合には過料（P）、要請又は命令を行った場合に感染を防止するため特に必要があると認めるときは公表することができることを規定する。
 - ・ 都道府県知事は、上記の命令を発出する場合に、立入検査・報告徴収ができることとし、これを拒否等した場合の過料（P）を規定する。
 - ※1 都道府県知事が期間及び区域を定めるに当たっては、専門家の意見を聴いた上で必要最小限のものとしなければならないことを規定
 - ※2 都道府県知事が要請等を行うに当たっては、専門家の意見を聴かななければならないことを規定
- (3) 「予防的措置」の区域に係る都道府県知事は、(2)の要請として営業時間が制限されている時間帯においては、対象となる業態に属する事業を行う場所にみだりに出入りしないことその他の新型インフルエンザ等の感染の防止に必要な協力を要請することができることとする。
- (4) 政府対策本部長は、総合調整によっても都道府県知事による(2)(3)等の措置が実施されない場合、特に必要があると認めるときは、「予防的措置」の区域に係る都道府県知事に対し必要な指示をすることができるものとする。
- (5) 都道府県知事は、当該都道府県の区域に係る「予防的措置」の期間、区域等について公示を行うよう国に要請できることとする。

臨時の医療施設

- (1) 現行法では緊急事態宣言中に開設できるとされている「臨時の医療施設」について、「予防的措置」の段階から開設できることとする。
 - ※ 私人の土地を使用する場合は、同意がある場合のみ。同意なく使用できるのは、引き続き緊急事態宣言中のみ。

緊急事態措置の見直し

(1) 第45条第2項の要請に応じない場合の命令、命令に違反した場合の過料(P)を規定する。(上記と同様、立入検査等及び拒否等した場合の過料(P)の対象とする。)

※ 同条第3項の「指示」を「命令」に改正する。

事業者及び地方公共団体に対する支援

(1) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等及び都道府県知事による要請等が事業者の経営に及ぼす影響を緩和するため、事業者に対する支援を講ずるよう努めるものとする。

(2) 国は、新型インフルエンザ等対策に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置等を講ずるよう努めるものとする。

差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務

(1) 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等患者及び医療従事者等の人権が尊重され、何人も、新型インフルエンザ等患者等であること等を理由に不当に差別されることのないよう必要な啓発活動等を行うものとする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象の見直し

(1) 指定感染症は、現行の特措法の対象となっていないが、指定感染症のうち、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速にまん延するおそれがあるものについて、特措法の対象に含めることとする。

その他

(1) 新型インフルエンザ等対策有識者会議を「新型インフルエンザ等対策推進会議」として特措法上に位置付ける。